

# 気仙沼市における震災遺構の成立プロセスの整理と考察

## The Establishing Process of Disaster Remains Affected by the 2011 Great East Japan Earthquake and Tsunami Disaster in Kesennuma City

○佐藤 翔輔<sup>1</sup>, 川島 秀一<sup>1</sup>, 今村 文彦<sup>1</sup>  
Shosuke SATO<sup>1</sup>, Shuichi KAWASHIMA<sup>1</sup> and Fumihiko IMAMURA<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 東北大学 災害科学国際研究所

International Research Institute of Disaster Science, Tohoku University

This study described the establishing process of disaster remains affected by the 2011 Great East Japan Earthquake and Tsunami in Kesennuma City based on participant observation, interview and collecting materials. The process consists of Phase 1: a fishing trawler of the name of No. 18 Kyotoku-maru which was swept inland by the tsunami, Phase 2: the committee to discuss disaster tradition, Phase 3: the committee to discuss disaster remain, Phase 4: Starting the development project and Phase 5: the committee to discuss the exhibition facility. This project has 5 problems as follows: 1) Decision making for preservation or dismantlement, 2) entrance to building inside, 3) 3 sudden top-down decision-makings, 4) related works crossover multi sections in the city office and 5) dissociation of fact and telling.

**Keywords** : disaster remain, disaster tradition, decision making process, conflict, Building Standards Act, Fire Service Act

### 1. はじめに

東日本大震災をめぐる事象を代表するものの一つに、「震災遺構」の存在があることは誰も疑わない。佐藤・今村<sup>1)</sup>によれば、「震災遺構」に関する新聞記事は震災発生から2015年12月の期間のなかで1,311件(5紙分)と、1ヶ月平均で約23件と頻繁にニュース化されるテーマである。2013年11月15日(震災発生から2年9ヶ月)の時点で、復興庁は「震災遺構の保存に対する支援について」という、1つの自治体に1箇所まで保存のために必要な初期費用を対象に復興交付金によって支援する施策を発表した<sup>2)</sup>。このことも、東日本大震災の被災地での震災遺構の議論・整備が活発に行われている背景にあると考えられる。

震災遺構(災害遺構)の定義には、「自然災害の被害の痕跡をとどめる実物資料のうち、特に不動産的建造物<sup>3)</sup>」、「以下の3項目にあてはまるもの。被災の痕跡を残す建造物・建築物(必要に応じ地形、地層等も含む)。鎮魂、後世に向けて防災・減災に役立つもの。原則として、現地保存されるもの<sup>4)</sup>」、「(東日本大震災の津波による)被害を受けた建物など、被災の記憶や教訓を後世に伝える建造物<sup>5)</sup>」など様々ある。

本研究では、東日本大震災で被災した1つの市町村に着目し、そこで震災遺構が成立するプロセスを整理するとともに、特筆すべき点について考察を行う。災害遺構に関する研究には、保存・公開されるまでの経緯をレビューするものが多い。高橋ら<sup>6)</sup>は、普賢岳の火砕流で被災した大野木場小学校被災校舎を、筑波・澤田<sup>7)</sup>は2004年新潟県中越地震で被災した妙見崩落現場を対象に災害遺構として整備されたプロセスを整理している。概ねこれらの既往研究にもならって記述を進める。

### 2. 研究方法

本研究では、宮城県気仙沼市を対象にする。気仙沼市

では、後述するように市で整備する震災遺構について長期間に渡る議論があったうえで、2018年6月現在では、「被災した宮城県気仙沼向洋高等学校旧校舎及び附属施設(旧気仙沼向洋高校)」の校舎が震災遺構として整備されることがすでに決定しているだけでなく、整備のための工事も進行している。建物内部に立ち入ることができるといっても特徴的である。後述する関連する検討委員会に第2著者は初期から、筆頭著者は2016年7月から参画していることから、情報収集・調査の面において多くの優位性がある。

本研究では、各種委員会の参与観察や配布資料、ならびに関係者へのインフォーマル・インタビューから得られた情報をもとに、気仙沼市における震災遺構の成立プロセスを記述する。

### 3. 震災遺構としての成立プロセス

表1に2011年6月~2018年5月の気仙沼市における震災遺構をとりまく事象を時系列でまとめたものを示す。両表を見ると、「第18共徳丸」を保存候補として構想していた期間(2011年6月~2013年9月)、「気仙沼市東日本大震災伝承検討会議」を開催していた期間(2013年11月~2014年5月)、「気仙沼市東日本大震災 遺構検討会議」を開催していた期間(2014年10月~2015年3月)、「整備事業の開始」の時期(2015年5月~2016年6月)「気仙沼市岩井崎プロムナード整備検討会議」を開催している期間(2016年7月~)の5つのフェーズに分けられる。

「第18共徳丸」を保存候補として構想していた期間について述べる。気仙沼市としては、市内鹿折地区に打ち上げられた大型漁船「第18共徳丸」を保存する考えを表明した(2011年6月、震災発生から3ヶ月)。これを受けて、第18共徳丸の所有業社である株式会社儀助漁業(福島県いわき市)と市の間で無償貸借契約が同時点

で締結された。2012年6月には、気仙沼市長より第18共徳丸の保存や祈念公園整備に関する支援について、国土交通大臣に要望されている。ところが、河北新報社がアンケート調査を実施し、地区住民の9割が撤去を求めていることが発表された（河北新報、2012年8月26日）。このアンケート調査は、鹿折地区のプレハブ仮設住宅に居住する10～90代（男性15名、女性15名）、来訪者として漁船前を訪れた10～80代（男性19名、女性1名）を対象に面接聞き取り調査で実施された。来訪者は、7割が保存を希望していた。2012年12月には、気仙沼市長より地元住民に、改めて第18共徳丸の保存方針に関する説明がなされた。そのような最中、2013年2月に第18共徳丸所有業社より市に、無償貸借契約の解除の申し出があった。同社の柳内克之社長は「鹿折地区だけでなく全市的に『船を見たくない』という声が多いと感じる、船は鉄製で長期保存に耐えられない。このまま残せば、市民の心理的な負担にもなる。船主の責任で速やかに解体させてほしい」と当時の取材に回答している（河北新報、2013年2月23日）。気仙沼市が2013年7月の時点で、地域防災計画の見直しなどのために行う「津波避難等に関する市民アンケート調査」の中で「第18共徳丸を震災遺構として保存することについて」という設問に対して、「保存が望ましい」「保存の必要はない」「船体の一部や代替物で保存すべき」の選択肢で調査が実施された。その結果は「保存の必要はない」が68.3%、「保存が望ましい」が16.2%、「船体の一部や代替物で保存」が15.5%となり、市全体で見ても約7割が解体を希望していることが明らかになった（26,291世帯対象、16歳以上の市民1万4083人が回答）。この結果を受けて、2013年8月5日に、菅原茂市長は第18共徳丸の保存を断念すると表明した、その後、2013年9月2日から第18共徳丸の解体工事が開始された。

「気仙沼市東日本大震災伝承検討会議」を開催していた期間について述べる。気仙沼市東日本大震災伝承検討会議は、東日本大震災に係る震災写真・映像の活用や震災遺構の保存など震災伝承の在り方等に関し、有識者及び関係者による専門的見地からの検討を行うため、本会議を設置された<sup>8)</sup>。第1回は2013年11月2日に開催され、2014年3月まで計3回の会議を経て、「伝えるとは何か」「保存とは何か」といった本質的な問題・内容について取りまとめられた。同会議の報告書<sup>8)</sup>において、震災遺構は次のように記載されている。

### 「Ⅲ 震災伝承における震災遺構について」

- 震災の記憶や教訓を伝承するうえで、被災した場所に被災構造物等が存在することは、海との地理的な位置関係を含め、それを見る者の視覚に直接訴えるものであり、その効果は大きい。
- 保存にあたっては、その目的を明確にすることが必要である。教育目的なのか、観光資源か、または学術・研究対象か、文化財か。目的の明確化により、見せ方やプロモーションも異なってくる。
- また、他地域とは異なる気仙沼の被災の特徴を表現できるものが望ましく、被災前の当該地域の人々の生活痕や歴史、生活空間まで遺せるよう工夫が必要である。
- 遺構整備後においては、多くの市内外の方々にしっかり見ていただき、所期の目的を達する方策・仕掛けづくりが必要である。

同報告書の中では、「震災遺構候補」として、被災構造物4件、自然物4件を挙げている。被災構造物には「大川 JR 気仙沼線鉄橋」「気仙沼向洋高校」「シーサイドパレス」「面瀬川水門」、自然物には「岩井崎周辺」「神の倉津波石」「尾崎神社」「小泉 旧診療所裏山」が挙げられた（図1）。

表1 気仙沼市における震災遺構を取り巻く事象

年	月	内容		
2011	6	市長、第18共徳丸の保存の考えを表明	第18共徳丸	
	7	第18共徳丸所有業社(農助漁業)と市で、無償貸借契約の締結		
	8			
	9			
	10			
	11			
2012	1			第18共徳丸
	2			
	3			
	4			
	5			
	6	市長より第18共徳丸の保存や祈念公園整備に関する支援を国土交通大臣に要望		
	7			
	8	河北新報社アンケートより、地区住民の9割が撤去を求めていることが明らかになった		
	9			
	10			
	11			
	12	市より地元住民に第18共徳丸の保存方針を説明		
2013	1		第18共徳丸	
	2	第18共徳丸所有業社より市に、無償貸借契約の解除の申し出		
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8	市長より第18共徳丸の保存新念を発表		
	9	第18共徳丸解体開始		
	10			
	11	第1回検討会議		
	12			
2014	1		大震災伝承市東日本会議	
	2	震災遺構等候補視察、第2回検討会議		
	3	第2地区振興協議会は「まちづくり計画提言書」を市に提出、気仙沼向洋の保存を要望		
	4	第3回検討会議		
	5			
	6	報告書発行		
	7			
	8			
	9			
	10	第1回検討会議		
	11	第2回検討会議		
	12	第3回検討会議		
2015	1		本気仙沼市東日本会議	
	2	第4回検討会議		
	3	気仙沼市震災遺構(旧気仙沼向洋高校)保存整備に係る調査業務報告書		
	4			
	5	市は気仙沼向洋旧校舎乗用車が隣に隣る南校舎のみを部分保存する方針を発表		
	6			
	7			
	8	基本設計(～2016年3月)		
	9	南三陸シーサイドパレスのホテルの解体開始(防潮堤の事業用地)		
	10			
	11			
	12			
2016	1		整備事業の開始	
	2			
	3			
	4	実証設計(～2017年3月)		
	5			
	6			
	7	第1回検討会議		
	8	第2回検討会議		
	9			
	10	第3回検討会議		
	11	第4回検討会議		
	12	二陸ジオパーク気仙沼推進協議会企画による一般公開、全国から135人参加 市は、保存対象とした南校舎だけでなく、解体を予定していた北校舎を含めてはば校舎全体を残す方針に見直し		
2017	1	保存範囲を北校舎などを含む校舎全体に広げる方針を地元住民に説明、住民は理解を示す。	気仙沼市岩井崎プロムナード整備検討会議	
	2			
	3	第6回検討会議		
	4	土地・建物の譲渡契約(県→市)		
	5			
	6			
	7			
	8	第7回検討会議		
	9	建築審査会 工事開始		
	10	海上地区まちづくり協議会から海上地区・旧水門(杉ノ下防潮水門)の保存を要望		
	11			
	12	臨時評客会(ひまわり)を保存する会の設置(民間)		
2018	1	安全新橋架	気仙沼市東日本会議	
	2	市が海上地区・旧水門の保存方針を決定		
	3			
	4			
	5	第5回検討会議 市が気仙沼向洋高校校舎をパークゴルフエリアとすることを提案		

また、同報告書中の「考察」では、次のようにまとめられている：「被災構造物の遺構については、復旧により解体が進み、ふさわしいものが無くなっていく中、4施設を候補としたが、今後の復旧復興工事との兼ね合いから「旧気仙沼向洋高校」（図2）が候補となる可能性

がある。しかしながら、校舎一つを遺して遺構とするのではなく、被災した地域の歴史や生活を踏まえ位置付けを明確化することが大切であり、また、保存・維持費用確保策の検討及び市全体としての震災伝承につながる工夫が必要であると考え。」。なお、気仙沼市東日本大震災伝承検討会議が開催されている期間のなか、2014年2月の段階で前記の旧気仙沼向洋高校の保存について、階上地区振興協議会及び階上地区まちづくり協議会の連名により「階上地区まちづくり計画提案書」の中で市に要望がなされている。

#### 被災構造物



#### 自然物



図2 2014年5月時点における気仙沼市の震災遺構候補 (気仙沼市<sup>8)</sup> から転載)



図2 旧気仙沼向洋高等学校の全景 (南方面から、2017年1月18日筆頭著者撮影)

「気仙沼市東日本大震災遺構検討会議」を開催していた期間について述べる。気仙沼市東日本大震災遺構検討

会議は、前記の気仙沼市震災伝承検討会議の報告を踏まえて、復興交付金を活用して整備する震災遺構の候補を旧気仙沼向洋高校として、保存の是非、具体的な公開・活用のあり方を検討することを目的として、2014年10月に初回が開催された。計6回の検討会議を経て、「旧気仙沼向洋高校は保存し活用すべき」との結論を得ている。検討会議の委員には、気仙沼市震災伝承検討会議のメンバーのほか、階上地区から住民・地区内小学校教諭4名が加わっている。

この検討会議<sup>9)</sup>では、震災遺構保存整備の意義を1) 東日本大震災の記憶や教訓を伝承する場、2) 防災・減災教育の拠点、3) 気仙沼の歴史や地域性を伝える場、としている。また、旧気仙沼向洋高校の保存のあり方については、次のように整理されている：

- ・ 東日本大震災の記憶と教訓の伝承と防災・減災教育の中核拠点として保存する。
- ・ 震災遺構の特性を活かし、内部の公開活用を前提とする保存を行う。
- ・ ありのままの姿を現状保存する。
- ・ 震災遺構の価値が保たれる最大の現状範囲を保存する。
- ・ 過大な財政負担とならないよう総合的視点から方針決定を行う。
- ・ 安全性を重視した保存整備を行う。

この検討会議では以上以外に、公開活用の基本方針、公開活用における機能、防災・減災教育の取り組み、管理運営のあり方、地域における拠点・施設の役割(位置付け)・連携のあり方も整理されている。本検討会議においては、残る課題として、事業の運営体制・運営方法について検討を行う会議体の設置、収支計画を伴う具体的な事業計画の検討、防災・減災教育実現にあたってのプログラム作成や実施体制の構築、保存範囲・周辺の整備方法の明確化、他地域・他施設の類似施設との差別化が図れる公開活用の実施、広域でのつながり・市内の関連施設等との役割分担・連携の具体化も挙げられた。

2015年3月に発行された気仙沼市震災遺構(旧気仙沼向洋高校)保存整備に係る調査業務・報告書<sup>10)</sup>も作成され、校舎の各部分について、現状保存、一部活用、撤去の組み合わせパターンについても提案がなされている。

「整備事業の開始」の時期(2015年5月～2016年6月)は、以上の東日本大震災遺構検討会議の結果にもとづいて事業が本格化している。2015年8月には基本設計が、2016年4月には実施設計が開始されている。この間、2015年5月には、市では旧気仙沼向洋高の校舎について、乗用車が3階に残る(図3)南校舎のみを部分保存する方針を発表した。2015年9月には、気仙沼市震災伝承検討会議で震災遺構の候補として選定された「南三陸シーサイドパレス」ホテルが、防潮堤の事業用地と重なるために解体工事も開始された。

「気仙沼市岩井崎プロムナード整備検討会議」を開催している期間について述べる。気仙沼市岩井崎プロムナード整備検討会議は、東日本大震災で被災した岩井崎プロムナードセンターを再整備するにあたり、震災遺構に隣接して資料館機能を有するとともに、防災・減災教育の拠点として、そのあり方等に関して具体的に検討を進め、施設の設計及び防災・減災教育プログラム実施運営方針等に反映することを目的としている。岩井崎プロムナードセンターとは、東日本大震災発生以前、階上地区波路上にあった体験型の学習施設で、潮吹き岩実験装置や伝統的な漁法「突きん棒漁」を疑似体験できるゲーム、



人工磯辺、岩井崎とその周辺の自然や歴史・産業・文化などがわかる展示学習フロアなどがあった。東日本大震災によって全壊し、利用不可能になったことを受けて、災害復旧事業において、移設復旧かつ震災遺構の付帯施設として整備することが計画されたものである。なお、現在は「岩井崎プロムナードセンター・（仮称）震災伝承館」という名称になっている。



図3 旧気仙沼向洋高等学校南校舎の3階  
(自動車漂着跡, 2017年1月18日筆頭著者撮影)



図4 第1回岩井崎プロムナードセンター  
整備検討会議の様子  
(2016年7月5日筆頭著者撮影)

当初は、第1回～第3回(2017年3月)予定で、センターの内容(展示スペース、映像シアター、多目的ホール等)、展示の方向性、観光客受入体制整備、グラウンド等の利用、具体的な展示内容、防災・減災教育プログラムの実施運営方針、運営体制・運営方針が議論される。

2016年7月5日に初回(図4)が開催され、2018年7月執筆時点もなお継続的に開催されている(計8回)。現時点では、市からはセンターの内容、展示の方向性、グラウンド等の利用、具体的な展示内容が検討会議の場に提案されている。

#### 4. 震災遺構の成立プロセスに関わる諸課題

以上、述べてきた気仙沼市における震災遺構の成立プロセス中の諸課題について、以下に述べる。

##### (1) 震災遺構候補の保存・解体の意思決定

前述したように、気仙沼市においては震災発生から主に「第18共徳丸」と「旧気仙沼向洋高校」が震災遺構に関する議論の対象になっていたことが分かる。

前者は、市からの強い意向で、震災遺構の保存に向け

た議論を進めていたが、鹿折地区や市全体の市民から多くの賛同が得られなかった。これには、第18共徳丸が漂着するまでに様々な人的・物的な被害を及ぼした可能性があることや、周辺が可住エリアであることが影響していると考えられる。他方、最終的に復興交付金事業として整備される旧気仙沼向洋高校は、死者が発生しておらず、生徒・教員・工事関係者全員の命が守られた施設である。人的被害が発生したり、ネガティブな現象があった震災遺構候補は撤去されやすい(人的被害が発生しておらず、ポジティブな現象があった震災遺構候補は保存されやすい)ことは、佐藤・今村<sup>1)</sup>が東日本大震災の被災地全体の対象にした統計分析で明らかにしている。

両者は、震災遺構候補の所有権も異なる。前者は民間所有。後者は行政所有である。宮城県全体を見ても、多くの被災市町で行政所有の施設、特に学校施設が復興交付金事業において震災遺構整備が行われている<sup>10)</sup>。他方で、旧気仙沼向洋高校は県立高校であるために、所有者は県であった。そこで、2017年4月には、土地・建物の譲渡契約が宮城県と気仙沼市の間で締結されている。旧気仙沼向洋高校には、南校舎3階や、北校舎と総合実習棟をつなぐ通路部分に複数の自動車が残されており、これらの震災遺構のいち部分になる。これらの自動車は廃車になっているとはいえ、民法上は所有者本人の所有になっている。そのため、市ではすべての自動車に対して、内部確認(ご遺体等の有無)と所有者の特定を行っている。

##### (2) 建物への立ち入り(文化財保護法、建築基準法、消防法)

気仙沼市では「ありのままの現状を保存」する上で、可能な限り実態を来訪者に見てもらうために、建物内部の立ち入りを前提として検討・計画した。その際、次のようなプロセスを経ている。

当初は、気仙沼市震災復興・企画課より、文化財保護法によって文化財指定することでの対応が検討された。ところが、文化財指定は建設から50年が経過していることが前提であり、同手法で事業を進めることが叶わなかった。

同じく建物内部の立ち入りを可能にしている岩手県宮古市の「たろう観光ホテル」は、岩手県建築審査会において建築基準法の要件を満たし、すでに震災遺構として公開されている。気仙沼市においても、同様のアプローチをとる予定であったが、その段階では認められなかった。たろう観光ホテルは、建物内部に人が入るのは上階であり、そこは津波浸水をしていない。建物1階部分は、壁面が津波で流されおり、もともとの鉄骨構造により、現在はプロティ構造のようにになっている。このプロティ部分は、人が立ち入るようになってるが、その部分を「基礎とみなす」ような方法にして建築審査会の認可を受けている。気仙沼市でも躯体そのものの安全性を明示した上で、同様な方法での提案を行おうと試みたが、事前段階の宮城県建築審査会担当への事前相談において、認可困難であるという回答があった。そこで、気仙沼市では2017年3月17日に「気仙沼市東日本大震災遺構保存条例」を制定した。この条例は、建築基準法の適用を除外して保存整備を進めるために定めたものである(建築基準法第3条適用除外)。必要な要件を満たし、建築基準法に準じたかたちでの整備方法を提案し、2017年9月に宮城県建築審査会にかけて通過している。校舎内には、津波によって手すりや破壊された「手すりのない階段」が2つあり、市としてこれを、そのまま残した

かった。消防法においては、有事の際に避難ルートを2つ確保する「2方向避難（の原則）」が存在する（建築基準法にはない）。この関係で2つとも階段の手すりを修復することが求められた。そこで市は1つ別途非常階段を設置することで、修復する階段は1つにとどめ。もう1つの階段は手すりのない状態で残すことができた。

### (3) 3つの「急な決定」

「気仙沼市岩井崎プロムナード整備検討会議」の開催期間中に、次の3つの「急な決定」があった。

- 1) 北校舎の保存：2016年2月に三陸ジオパーク気仙沼推進協議会や気仙沼市観光課などが旧気仙沼向洋高校の一般公開を企画し、実施された。全国から135人が参加した。同企画の参加者を対象にしたアンケート調査を実施したところ、南校舎以外の部分の保存を望む意見が多かったことから、急遽、市は保存対象とした南校舎だけでなく、解体を予定していた北校舎を含めてほぼ校舎全体を残す方針に見直しをした。2017年1月には、保存範囲を北校舎などを含む校舎全体に広げる方針を地元住民らに説明し、住民は理解を示した（図5）。これに伴い、設計・施工に関する工期が若干に延長になった。
- 2) 杉ノ下防潮水門の保存：「階上地区まちづくり協議会」が2017年10月に市に同水門の保存を要望した。市は、同水門は旧気仙沼向洋高校のある階上地区にあること、あまり手をかけなくとも簡単な安全対策を施すのみで費用は多くかからないことから、2018年2月に保存する意向を急遽示した。北校舎は、2011年3月に大規模改修が完了間近であり、外装が新しく主に浸水被害を受けた建物である。校舎内には、当時避難していた教諭や工事関係者の集計が板書された形跡も残る（図6）。
- 3) 校庭のパークゴルフ化：市内の建設会社である「小野良組」が同社100周年記念事業として、旧気仙沼向洋高校の校庭にパークゴルフ場を建設・寄付する計画が2018年5月に急遽示された。

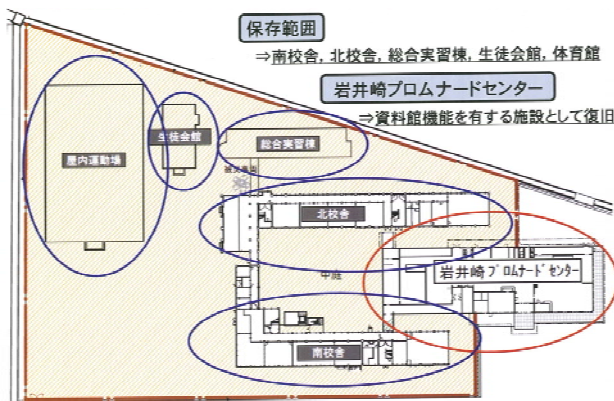


図5 旧気仙沼向洋高校の震災遺構の整備（全体平面図）

上記2)3)は、いずれも気仙沼市議会東日本大震災調査特別委員会において、議員から疑問や批判が相次いだ。これまで様々な検討会議においてオープンな場で議論されていたのに対して、これらの事項については市によるトップダウン的な判断によるものであったことが、批判等に影響している。

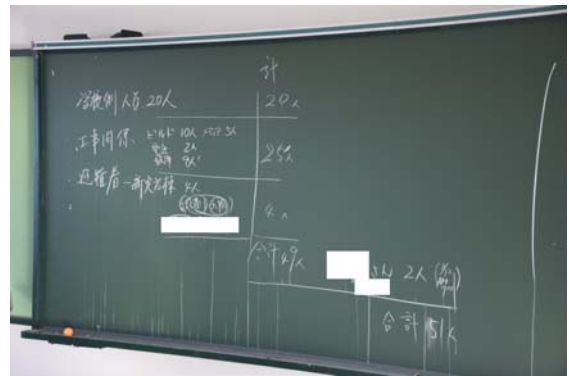


図6 北校舎内の板書跡  
(2017年1月18日筆頭著者撮影、白四角は本稿におけるマスキングテープ)



図7 事実と誤った伝承がなされていた場所  
(2017年1月18日筆頭著者撮影)

### (4) 複数の部局にまたがる震災遺構の業務所掌

気仙沼市において、震災遺構に関する業務は保存範囲や展示、運営に関するソフト業務は震災復興企画課が、整備計画や工事などのハード業務は建築・公営住宅課が担当している。これ以外に、観光課（見学依頼とその対応）、危機管理課、教育委員会などが関連している。2016年中頃までは、それぞれの部局がそれぞれの仕事を担当していたが、岩井崎プロムナード整備検討会議の設置に伴って、業務が集約されることとなった。

一方で、震災復興企画課は震災契機の一時的な部署である。東松島市の震災遺構・旧野蒜駅プラットフォームについても、復興政策課が公開までの業務を担当していた。公開後の2018年度からは常設課である防災課に担当が移管されている。

### (5) 事実と伝承内容の乖離

2017年1月17日に、岩井崎プロムナード検討会議の委員向けに、旧気仙沼向洋高校の内部見学会が開かれた。内部見学の案内は、市観光課が担当した。その中で、屋上の出入り口空間（塔屋）の天井板が外れている箇所について、その真下にある机と合わせて「机を使ってより高いところ上がった形跡」として紹介がなされた（図7）。ところが、筆頭著者が同年1月27日に開催された「気仙沼市防災フォーラム」中の基調講演にて、このこ

とを紹介したところ、会場を訪れていた当時高校に勤めていた教諭より、「事実と異なる」というご指摘をいただいた。震災発生から6年経とうとする中で、すでに事実と異なる内容の伝承が存在していたということになる。

## 謝辞

本研究は、日本学術振興会 課題設定による先導的人文学・社会科学的研究推進事業・実社会対応プログラム（公募型研究テーマ）「効果的・持続的な災害伝承を目的にした拠点構築手法のモデル化と実践的研究」（研究代表者：佐藤翔輔）の助成を一部受けて実施された。気仙沼市震災復興企画課の皆様には、情報提供において多大なるご協力をいただいた。記して感謝し上げる。

## 参考文献

- 1) 佐藤翔輔, 今村文彦: 東日本大震災の被災地における震災遺構の保存・解体の議論に関する分析—震災発生から5年の新聞記事データを用いて—, 日本災害復興学会論文集, No.9, pp. 11-19, 2016.7.
- 2) 復興庁: 震災遺構の保存に対する支援について, [http://www.reconstruction.go.jp/topics/m13/11/20131115\\_press\\_sinsaiikou.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/m13/11/20131115_press_sinsaiikou.pdf)2013.11.
- 3) 3.11 震災伝承研究会, 「3.11 震災伝承研究会」第1次提言—震災遺構の保存について—, 8pp., 2012.
- 4) 宮城県震災遺構有識者会議, 震災遺構の定義と役割について, 第3回宮城県震災遺構有識者会議資料2, 2pp., 2014.
- 5) 石巻市震災伝承検討委員会, 震災遺構の考え方について, 第2回委員会資料6, 1pp., 2015.
- 6) 高橋和雄, 木村拓郎, 西村寛史, 藤井真: 雲仙普賢岳の火砕流で被災した大野木場小学校被災後保存構想の策定に関する調査, 土木学会論文集, No. 612, I -46, pp. 359-371, 1999.1.
- 7) 筑波匡介, 澤田雅浩: 中越地震における震災遺構の成立課程 その1: 中越メモリアル回廊 妙見メモリアルパークについて, 日本建築学会学術講演梗概集 2013 (都市計画), pp. 1111-1112, 2013.8.
- 8) 気仙沼市: 気仙沼市東日本大震災震災伝承検討会議報告書, 2014.5.
- 9) 気仙沼市: 気仙沼市東日本大震災遺構検討会議報告書, 2015.3.
- 10) 気仙沼市: 気仙沼市震災遺構 (旧気仙沼向洋高校) 保存整備に係る調査業務報告書, 2015.3.
- 11) 佐藤翔輔: 東日本大震災 震災遺構の今, 震災学, Vol.11, 東北学院大学/荒蝦夷, pp. 146-161, 2017.11.